

## 長岡京市各種競技会選手等派遣補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、健全な教育活動を推進するため、長岡京市立中学校に在籍する生徒が対外競技出場に要する経費に対し、予算の範囲内において長岡京市各種競技会選手等派遣補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、長岡京市立中学校に在籍し対外競技に出場する生徒のうち、各大会の要項に基づいて選手登録又は補助員登録する生徒の保護者とする。

2 補助員については原則1名とする。ただし、大会要項に特別の定めがある場合はその人数を上限とする。

(補助対象競技会等)

第3条 補助金の交付対象となる対外競技会は、次に掲げるものとする。

- (1) 京都府中学校体育連盟又は京都府吹奏楽連盟が主催する乙訓二市一町以外の場所で開催される京都府大会
- (2) 前号の上位にあたる近畿大会又は関西大会
- (3) 前2号の上位にあたる全国大会

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、対外競技の出場に要する交通費及び宿泊費で、次に定めるものとする。

- (1) 交通費は、原則として公共交通機関を利用した場合の運賃とする。ただし、対外競技会に出場する生徒の所属する学校の校長（以下「学校長」という。）が、公共交通機関の運賃と比較し、その他の交通機関の利用がより安価であると判断した場合は、その他の交通機関の交通費とし、競技会会場周辺半径2km以内に公共交通機関がなく、その他の交通機関を利用した場合は、その交通費とする。
- (2) 宿泊費は、原則として長岡京市内の最寄り駅を午前7時より前に出発しなければならないと大会要項等から判断できる場合であって、事前に教育委員会と協議し許可を受けた宿泊に係る経費とし、職員等の旅費に関する条例（昭和32年長岡京市条例第9号）第15条別表「その他の職員等」の額を限度とする。
- (3) 前2号以外の交通費又は宿泊費は、事前に教育委員会と協議し、その許可を得たものとする。

(補助金の額)

第5条 前条の経費に対する補助金の額は予算額の範囲内とし、全国大会については補助

対象経費の100%、近畿大会については同70%、京都府大会については同50%を基本とする。

2 1人当たりの補助金額は、大会毎に10円未満の端数を切り捨てるものとする。

(委任)

第6条 補助金の交付を受けようとする保護者は、第2条に該当する事実が生じた時は、大会終了2週間後又は1月末までのいずれか早い時期に、各種競技会選手等派遣補助金に係る委任状兼口座振込依頼書(様式第1号)を学校長に提出し、受領を除く補助金の交付申請、請求その他これに係る一切の事務を学校長に委任するものとする。

(交付申請)

第7条 学校長は、前条の提出があった時は、各種競技会選手等派遣補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して、当該年度の市長の定める日までに、教育長を経由して市長に提出しなければならない。

- (1) 各種競技会選手等派遣補助金に係る委任状兼口座振込依頼書(様式第1号)
- (2) 各種競技会選手等派遣補助金実績報告書(様式第3号)
- (3) 競技会出場選手等リスト(様式第4号)
- (4) 当該選手派遣等に要した対象経費に係る領収書の写し(公共交通機関を除く。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び交付)

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、各種競技会選手等派遣補助金交付決定通知書(様式第5号)により当該学校長に通知し、長岡京市会計規則(平成17年長岡京市規則第26号)第36条第2項の規定を適用し、学校長からの請求を省略して、保護者に対し、各種競技会選手等派遣補助金振込通知書(様式第6号)により通知のうえ、補助金を交付する。

(補助金の返還)

第9条 市長は、保護者又は学校長が補助の趣旨に反して第6条の委任又は第7条の提出を行って補助金の交付を受けたと認めたときは、長岡京市補助金等交付規則第14条の規定を適用するものとする。

(書類の整備及び保存)

第10条 学校長は、補助金の交付に係る関係書類を整理し、常にその状態を把握しておかなければならない。

2 学校長は、毎年度末から起算して5年を経過する日まで関係書類を保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月6日から施行する。

長岡京市長 様

保護者住所  
 ( )  
 保護者氏名  
 ( )  
 保護者電話番号  
 ( - - )

各種競技会選手等派遣補助金に係る委任状兼口座振込依頼書

年度各種競技会選手等派遣補助金の交付を受けたいので、下記の通り提出します。  
 また、長岡京市から交付される各種競技会選手等派遣補助金に係る受領以外の交付申請、請求その他これに係る一切の権限を学校長に委任します。なお、決定した補助金は下記口座へ振込みください。

記

在籍学校名	学 年	氏 名	部活動名	選手・補助員の別
中学校				選手・補助員
中学校				選手・補助員
中学校				選手・補助員

補助対象競技会：

- (1) 京都府中学校体育連盟又は京都府吹奏楽連盟が主催する  
乙訓二市一町以外の場所で開催される京都府大会
- (2) (1) の上位にあたる近畿大会又は関西大会
- (3) (1) 又は(2) の上位にあたる全国大会

金融機関名・支店名	科目・口座番号等 ※右詰めでご記入ください	口座名義人								
<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 普通・ <input type="checkbox"/> 当座・ <input type="checkbox"/> 貯蓄 <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> </tr> </table>									<フリガナ> ----- <氏 名>
< 支店 >	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> </tr> </table>									

※該当するものに丸をつけてください。  
 ※ゆうちょ銀行の支店名は、3桁の漢数字です。

様式第 2 号(第 7 条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

住所

学校名

学校長名

各種競技会選手等派遣補助金交付申請書

各種競技会選手等派遣補助金の交付を受けたいので、各種競技会選手等派遣補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 各種競技会選手等派遣補助金個人別交付申請内訳は、別紙「各種競技会選手等派遣補助金実績報告書（様式第 3 号）」、「競技会出場選手等リスト（様式第 4 号）」のとおり。
- 3 添付書類
  - (1) 各種競技会選手等派遣補助金に係る委任状兼口座振込依頼書（様式第 1 号）
  - (2) 各種競技会選手等派遣補助金実績報告書（様式第 3 号）
  - (3) 競技会出場選手等リスト（様式第 4 号）

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

住所  
学校名  
学校長名

年度 各種競技会選手等派遣補助金実績報告書

（単位：円）

	開催日 月 日	種目名及び会場	登録選手 補助員	計	行 程 (交通機関・区間・金額・宿泊費)	1人当たりの経費×補助率 (10円未満切り捨て)	対象経費の 合計額
	大会名						
1	開催日	種目	登録 人	①		② 円	①×②
	府・近畿・全国	会場	補助 人	人		交付要綱に基づく補助率 50%・70%・100%	円
2	開催日	種目	登録 人	①		② 円	①×②
	府・近畿・全国	会場	補助 人	人		交付要綱に基づく補助率 50%・70%・100%	円
3	開催日	種目	登録 人	①		② 円	①×②
	府・近畿・全国	会場	補助 人	人		交付要綱に基づく補助率 50%・70%・100%	円
4	開催日	種目	登録 人	①		② 円	①×②
	府・近畿・全国	会場	補助 人	人		交付要綱に基づく補助率 50%・70%・100%	円
5	開催日	種目	登録 人	①		② 円	①×②
	府・近畿・全国	会場	補助 人	人		交付要綱に基づく補助率 50%・70%・100%	円
6	開催日	種目	登録 人	①		② 円	①×②
	府・近畿・全国	会場	補助 人	人		交付要綱に基づく補助率 50%・70%・100%	円
7	開催日	種目	登録 人	①		② 円	①×②
	府・近畿・全国	会場	補助 人	人		交付要綱に基づく補助率 50%・70%・100%	円
8	開催日	種目	登録 人	①		② 円	①×②
	府・近畿・全国	会場	補助 人	人		交付要綱に基づく補助率 50%・70%・100%	円
9	開催日	種目	登録 人	①		② 円	①×②
	府・近畿・全国	会場	補助 人	人		交付要綱に基づく補助率 50%・70%・100%	円
10	開催日	種目	登録 人	①		② 円	①×②
	府・近畿・全国	会場	補助 人	人		交付要綱に基づく補助率 50%・70%・100%	円

- 注) 1. この実績報告書及び競技会出場選手等リストを提出し、交付決定を受けること。  
2. 補助率は、全国大会 100%・近畿（関西）大会 70%・京都府大会 50%を基本とする。  
3. 補助対象は、補助員 1名を限度とする。（ただし、大会要項に特別の定めがある場合はその人数を限度とする。）

様式第4号(第7条関係)

競技会出場選手等リスト

学校名 \_\_\_\_\_

開催年月日	大会名	府・近畿・全国		会場	
	種目				
<p>行程（交通機関・区間）及び1人当たり経費（旅費・宿泊費）</p> <p>◆公共交通機関          阪急&lt;長岡天神&gt;          JR&lt;長岡京&gt; ⇒</p> <p>◆貸切バス          乗車人数 _____ 人（補欠含む）          バス一台 _____ 円</p>					
				1人当たり 経費	円
出場選手氏名（氏名の横の欄には、選手の場合は「選」・補助員の場合は「補」を記入）				※ 補欠を除く、登録選手・補助員のみを記入	
1		16		31	46
2		17		32	47
3		18		33	48
4		19		34	49
5		20		35	50
6		21		36	51
7		22		37	52
8		23		38	53
9		24		39	54
10		25		40	55
11		26		41	56
12		27		42	57
13		28		43	58
14		29		44	59
15		30		45	60

様式第5号(第8条関係)

長教学第

年 月 日

中学校長 様

長岡京市長

(学校教育課 学務係担当)

各種競技会選手等派遣補助金等交付決定通知書

長岡京市各種競技会選手等派遣補助金について、年 月 日付けで申請のあった対象大会について、各種競技会選手等派遣補助金交付要綱第8条の規定により、下記条件を付して交付決定しましたので通知いたします。

記

交付決定額 金 円

但し、以下の大会への交通費及び宿泊費として

- (1) 京都府中学校体育連盟又は京都府吹奏楽連盟が主催する  
乙訓二市一町以外の場所で開催される京都府大会
- (2) (1) の上位にあたる近畿大会又は関西大会
- (3) (1) 又は(2) の上位にあたる全国大会



長教学第

年 月 日

様

長岡京市長  
(学校教育課 学務係担当)

各種競技会選手等派遣補助金振込通知書

長岡京市各種競技会選手等派遣補助金について、年 月 日付けで申請のあった対象大会について、各種競技会選手等派遣補助金交付要綱第8条の規定により、下記の金額を指定された口座に振り込みますので通知します。

記

対象生徒氏名

交付決定額 金 円

但し、以下の大会への交通費及び宿泊費として

- (1) 京都府中学校体育連盟又は京都府吹奏楽連盟が主催する  
乙訓二市一町以外の場所で開催される京都府大会
- (2) (1) の上位にあたる近畿大会又は関西大会
- (3) (1) 又は(2) の上位にあたる全国大会